

東南アジア諸国の経済動向やビジネスと法務の現状

～コロナ規制緩和と経済回復施策を中心に～

弁護士法人 One Asia 福岡オフィス

1. 各国の感染状況及び進出企業と新規M&Aの状況

新型コロナウイルス感染状況

東南アジア諸国は、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシアでは、いずれも新型コロナウイルス感染拡大の状況にはありません。タイやベトナム、インドネシアでは感染者数は比較的安定しており、シンガポールでは、2022年7月中旬に感染拡大のピークを迎えたものの、現在では今回の感染拡大前と同水準の感染者数となっています。

進出企業と新規M&Aの状況

2022年上半年は、ロシアによるウクライナ侵攻や欧

米の中央銀行による金融引締めなど、経済の不確実性が高まりました。その結果、世界の投資やM&Aが抑制され、2022年1月から6月までの世界中のM&Aは前年同期比で36%減少しているようです。ASEANでは、同時期におけるM&Aはコロナ禍以前である2018年の水準を上回っており、ASEAN域内ではM&Aの動きが活況になってきています。また、2022年8月に日本システム技術社がタイに子会社を、同年9月にネクストビート社がシンガポールに初の海外拠点をそれぞれ設立するなど、日系企業によるASEAN域内への進出の動きも出てきています。

2. 各国の入国規制(2022.09.09時点での概要)

国	適用日	規制内容	
		ワクチン接種者	ワクチン未接種者
シンガポール	2022.08.29	ワクチン接種証明書の提出	出発2日前のPCR検査又は抗原検査の陰性証明書の提出
タイ	2022.07.01	ワクチン接種証明書の提出	出発前72時間以内のPCR検査又は専門家実施のATK検査の陰性証明書の提出
ベトナム	2022.03.15	(ワクチン接種の有無にかかわらず) 入国日から10日間の自己健康観察	
インドネシア	2022.05.18	ワクチン接種証明書の提出	医療上の理由で接種できない場合・新型コロナ罹患歴がある場合は、その旨を証明する国立病院発行の診断書・回復証明書の提出。その他の場合、5×24時間の隔離及び4日目のPCR検査

ワクチン接種者(求められるワクチン接種回数やワクチンの種類については十分にご確認ください)にとっては、実質的に入国規制が存在しないも同然の状態となっています。マイナンバーカードをお持ちの方の場合、

スマートフォンで海外用の接種証明書を出力できますので、現状では各国への出張は非常に容易になっています。なお、入国規制は流動的に変更される場合がありますので、渡航の際にはもう一度ご自身でご確認ください。

3. 各国におけるビジネスの変動

(1) シンガポール

○マスク規制緩和

シンガポールでは、8月29日付で一部を除いて屋内でのマスク着用義務が撤廃されました。市中やオフィスビル内ではマスクを着用しない人が多くみられるようになり、ビジネスマンにとって仕事のしやすさが向上したといえるでしょう。しかし、一定の医療施設及びMRTやバスなどの公共交通機関では引き続きマスクの着用が義務付けられています。歩行中にマスクを外したことを忘れたままバスに乗車しようとしてバスの運転手に注意されたり、マスクを付けるまで乗せてもらえない方をしばしば見かけますので、出張の際には注意してください。

○新国際ビザ(エリートビザ)の発給

シンガポールでは、2023年1月から、"Overseas Networks and Expertise Pass(ONEパス)"が導入されます。同ビザは、月収3万シンガポールドル(約300万円)以上又は最先端の技術を有する技術者等であることを条件として、複数企業での同時勤務及び通常より長い5年間(既存は2年間)の滞在を認める新たなビザです。

ONEパスの発給基準である月収3万シンガポールドルは、既存の "Employment Pass(EPパス)"保有者の上位5%の給与に相当する額であり、シンガポール政府としては外国人労働者の増加に反対する国民の声にも配慮しつつも、外国人高度人材を厳選して受け入れることにより、コロナ禍で停滞した経済発展をバランスよく進める意図があります。このような「エリートビザ」であるONEパスの新設の背景には、各国で外国人高度人材の獲得競争が始まっていることが挙げられます。

ONEパスの発給には高い条件があるものの、通常の専門職ビザと比較して長期の滞在が認められることによって、働き方の自由度が高まり、シンガポールでのビジネスが伸展することが期待されます。



シンガポール マーライオン公園

○店舗物件の賃貸に関する規範に係る法案

2022年7月18日、シンガポール通商産業省は、既存店舗物件の賃貸に関する規範の遵守を義務付ける法案(以下、「本法案」)を公表し、パブリックコメントを行っています。本法案は飲食店や小売店、ジム等の店舗物件について1年以上の賃貸借契約を締結する両当事者を適用の対象としています。

本法案は、一部で例外(当事者による合意がある場合)を認めつつも、賃貸借契約作成費用、広告宣伝費用、販売実績、解約、保証金、床面積変更、建物維持、賃料構造等について、法律の定めとは異なる内容の契約を締結することを禁止しています。また、賃貸借契約の内容が規範に定められた原則の不一致等により紛争が生じた場合には、14日以内に紛争解決機関に申立てを行うことができ、シンガポール仲裁センターが紛争解決機関として指名される予定となっています。

今後、シンガポールへの進出をお考えの企業や既に進出済みでオフィスをお持ちの企業にとっては、本法案が法令になった際の影響が大きいと思われますので、本法案の存在についてご留意ください。

(2) タイ

○新長期ビザ(エリートビザ)の発給

シンガポールに先立って、タイでは2022年9月1日から新たな長期ビザ "Long Term Resident Visa "(LTRビザ)が導入されました。こちらも、EV車や医療、防衛関連などの10を超す分野の企業や研究機関に所属して高い専門性を有する外国人高度人材や年収100万米ドル(約1億4,000万円)の富裕層の獲得が目的とされています。

滞在期間中の手続も簡易にし、配偶者や20歳未満の子供を帯同可能とすることによってLTRビザの魅力を上げ、富裕層や外国人高度人材の獲得競争に打ち勝とうとする姿勢がうかがわれます。

○酒類販売緩和と大麻解禁

タイでは従前、コロナウイルス感染拡大の影響を受けて飲食店での酒類の提供及び販売が広く規制されていました。この規制は段階を踏んで緩和されてきていましたが、2022年6月23日以降は店内でのアルコール飲料の消費及び提供については、政府が定める感染防止措置や勧告に従うことを条件に可能となっています。

また、2022年6月1日から、大麻が規制薬物から除外され、インターネットを通じた登録(届出)を条件に、家庭栽培

や大麻製品の取引が解禁されています。今回の規制緩和は医療・健康目的の大麻草利用を認めることにあり、タイ国内であっても、娯楽目的での大麻吸引は依然として規制されています。日本において大麻の所持が法的に禁止されていることはもちろんのこと、タイ国内でも公共の場で大麻を吸引した場合、3ヶ月以下の禁固又は2万5,000タイバーツ(約10万円)の罰金が科せられます。在タイ日本大使館のホームページでも注意喚起がなされていますのでご注意ください。



タイ バンコク市内

○個人情報保護法の施行

タイでは、EUのGDPR(一般データ保護規則)に類似した個人情報保護法(PDPA)が新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受けて施行が2回延期されていましたが、2022年6月1日から全面的に施行されました。

PDPAの規制内容を具体化する規則や通達、ガイドライン(以下、「下位規則」)の制定が予定されており、これまで①データ管理者の処理記録義務の免除についての下位規則、②データ処理者のための個人データ処理記録の作成・保管のための基準及び方法を定めた下位規則、③セキュリティー対策に関する下位規則、④データ管理者のデータ主体からの同意取得に関する下位規則が定められています。しかし、個人情報の国外移転の下位規則などは制定されておらず、今後も下位規則が制定されることが予定されています。このようなことからタイ国内に現地子会社や事業所、支店を置く企業においては、今後定められる下位規則を含めたPDPAへの対応を進める必要があります。

(3) ベトナム

○データローカライゼーションに関する政令

2022年10月1日から施行された政令であり、2019年施行のサイバーセキュリティー法の下位規則となっています。本政令は突然公布されたため、多くの日系企業が困惑していると思われ、実際に弊所にも今後の対応について問合せが多くています。本政令が制定される以前は、データローカライゼーション義務に係るサイバーセキュリティー法の規定の適用範囲やその義務内容が不明確であったため、上記義務の遵守意識を実質的に有していたオンラインサービス事業者は少なかったものと考えます。

データローカライゼーション義務の対象となるデータは、①ベトナムのサービス利用者の個人情報全て、②ベトナムのサービス利用者が作成したデータのうち、ユーザーID・名前・性別・誕生日・住所・電話番号・メールアドレス等、③サービス利用者の関係性に関するデータのうち、ユーザーが接続又は交流する友人やグループ、の大きく3種に分類されています。

本政令により、データローカライゼーション義務を負う事業者の範囲は国内外を問わず、広範囲に及んでいます。具体的にはベトナム法に基づいて設立されベトナムに本店を置く国内事業者と、外国法に基づいて設立されて外国からベトナムのサービス利用者にオンラインサービスを提供する外国事業者に分類されます。国内事業者には、外国企業が設立したベトナム国内の子会社(外国投資企業)も対象となることに注意が必要です。

本政令の定める所定の条件を満たす場合、国内事業者は対象データをベトナム国内に保存する義務を負います。外国事業者の場合は、国内事業者の場合に比べてより限定的な条件の下、対象データをベトナム国内に保存し、ベトナムに支店又は駐在員事務所を開設する義務を負います。



ベトナム ホーチミン市内

データローカライゼーション義務に違反した場合、現在は違反の性質と重大性に応じて法令に従って処理されることになっていますが、将来的に罰則を定める政令が検討されており、今後の動向に注意が必要です。

なお、現状、ベトナムでは、データの越境移転は認められていますが、今後制定される予定の個人情報保護に関する政令において、条件が付される可能性もあるため、その点にも留意が必要です。

○セクシャルハラスメントの規制強化

ベトナムでは、2021年に施行された新労働法により、セクハラ対策を就業規則に盛り込む必要が生じていきました。今年1月、新たに、新労働法に関連する政令が施行され、本政令によって職場におけるセクシャルハラスメント（以下、「職場でのセクハラ」）についての罰則規制が設けられました。本政令では、刑事責任追及に至らない職場でのセクハラ行為に対して、1,500万ベトナムドン（約9万円）から3,000万ベトナムドン（約18万円）の罰金が科される可能性があります。従前は、刑罰と職場でのセクハラが就業規則違反となり懲戒対象となる他には特段の罰則が存在していませんでしたのでご注意ください。

また、関連当局が新たに職場でのセクハラに対する行動規範の改正草案を作成しているとの報道があります。改正草案は、職場でのセクハラを「他人に対する性的な性質を有する行為であって、相手が望まない、又は承認しないもの」と定義し、また、「身体的セクハラ」・「言語的セクハラ」・「非言語的セクハラ」の3種に分類されています。「身体的セクハラ」は行動・身振り・性的な身体接触などを含み、「言語的セクハラ」は性的内容を含む直接の発言や電話、電子的手段を通じた発言、しつこく外出に誘うことなどを含み、「非言語的セクハラ」はジェスチャーや連續的なウインク、わいせつ資料の陳列などが含まれます。しかし、各種セクハラの内容は、非常に曖昧なものになっていること、及び改正草案は行動規範であって法令でないため強制力がないことから、どの程度社内規定に反映する必要があるのか不透明な状況となっています。

ベトナムにおいてはセクハラに対する社会的認識が未だに低く、新たに策定される職場でのセクハラに対する行動規範を参考して、社内でセミナー等を開き、定期的にセクシャルハラスメントに対する意識を啓発していくことを推奨します。

(4) インドネシア

○アポスティーユサービスの導入

アポスティーユとは公文書の署名、公印、捺印を検証の上、当該公文書を他国でも使用できるようにする行為で、アポスティーユ証明書により外国当局の発行した公文書を条約締結国122ヶ国で自動的に法的に有効と認められます（以下、「アポスティーユサービス」）。

例えば従前、インドネシアはアポスティーユサービスを導入していなかったため、日本で作成された文書をインドネシア国内で使用するには、公証役場における公証、外務省での公印確認、インドネシア大使館での認証が必要とされていました。2022年6月4日のアポスティーユサービス導入後はインドネシア大使館での認証が不要となり、公証を受けたのちに外務省からアポスティーユの発行を受けるのみで、インドネシア国内で日本の公文書として使用することができます。さらに東京都、大阪府や神奈川県等では公証役場で上記公証からアポスティーユの発行までをワンストップで手続きができるため、従前に比べて非常にスムーズに手続きが進められる形となりました（詳細は外務省ホームページをご覧ください）。

また、インドネシアの公文書を日本等で使用する場合には、インドネシア外務省でアポスティーユ証明を受けることになります。アポスティーユサービスを利用できる公文書は限定されていますので、お使いになる公文書がアポスティーユサービスの対象か否かの確認が必要となります。が、対象であれば電子申請書が受理され、遅くとも3営業日以内に書類の検証が行われることになっています。

日本の公文書をインドネシアで使用する場合、及び、インドネシアの公文書を日本で使用する場合、アポスティーユの利用が可能になることによって、インドネシア・日本でのビジネスや法的手続に要する時間が大幅に短縮されるため、インドネシアでのビジネス環境が向上することが期待されます。



インドネシア ジャカルタ市内

○セクシャルハラスメントの規制強化

インドネシアでは、2022年5月9日、「性的暴力を伴う犯罪行為に関する法律」(以下、「TPKS法」)が公布されました。TPKS法は、職場における性暴力を含む性暴力被害者を国家が保護することを目的としており、同法によってあらゆる形態の性暴力を予防、対処し、性暴力被害者を保護、回復することを目指しています。TPKS法は、職場に関連する「性的暴力を伴う犯罪行為」(TPKS)として、①非身体的セクシャルハラスメント、②身体的セクシャルハラスメント、③強制避妊、④不妊手術の強要、⑤強制結婚、⑥性的拷問、⑦性的搾取、⑧性奴隸、⑨電子的性暴力の9種を挙げており、これらの行為を会社の経営者・上司・監督者が、その被雇用者又は共に働く者に対して行った場合、通常の禁錮・罰金刑にその3分の1を加重する形で厳罰化しています。

また、TPKSを行った法人は、最低50億ルピア(約5,000万円)、最高150億ルピア(約1億5,000万円)の罰金が科され、法人の経営者・発注者・管理者・実質的所有者や法人が刑罰に処されるほか、刑事裁判の裁判官によって企業関係者の損害賠償額まで決定される場合があります。さらに、法人に対しては、上記の罰金に加えて、特定の許可の取消しや事業所の閉鎖などの追加的な罰則が科される場合も存在します。

このように、新たに制定されたTPKS法は、職場におけるTPKSや法人によるTPKSについて刑罰を加重する規定を置いており、加重具合もかなり重いものとなっています。そのため、インドネシアで活動される企業におかれでは、これらの規定を従業員へ周知徹底されるとともに、これまで以上に社内におけるセクシャルハラスメントを防止するための措置を講じていく必要が強まるものと考えます。

4. 総括

コロナ禍以前において、日系企業による海外投資先は60%をアジアが占めており、アジア内における投資先としては中国からASEAN地域へとシフトが起きていました。上記の各国を例に、新型コロナウイルス感染が落ち着きだした東南アジアでのビジネスは非常に活況となっており、域内での経済競争も活発になっていることから、今後多くの日系企業による東南アジアへの新規進出及び進出拡大が続くと予想されます。

東南アジアは地理的に日本から近く、進出先としても投資先としても魅力ある地域ということができると考えています。



シンガポール 夜のチャイナタウン

[文責]

栗田哲郎

(シンガポール法・日本法・NY州法弁護士) : シンガポール

藤原正樹(日本法弁護士) : タイ

松谷亮(日本法弁護士) : ベトナム

馬居光二(日本法弁護士) : インドネシア

お問合せ先



日本からASEAN・南アジア・オセアニアを
ワンストップでつなぐ法律事務所

One Asia Lawyers Group:
弁護士法人One Asia 福岡オフィス

福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル6階

電話: 092-600-0194、FAX: 092-600-0195 info@oneasia.legal